

## 宮城県環境影響評価技術指針の改定に係る答申(案)

## 1 事業特性及び地域特性の把握について（第三条関連）

原案のとおりで差し支え無い。

## 宮城県環境影響評価技術指針 新旧対照表

改正前	<p>(事業特性及び地域特性の把握)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 事業者は、前項第一号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について _____ 把握するものとする。</p>
改正後	<p>(1号から5号までは改正による新規規定)</p> <p>(事業特性及び地域特性の把握)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 事業者は、前項第一号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について、<u>次に掲げる手順により明らかにし、把握するものとする。</u></p> <p>一 <u>複数案の設定</u> 事業者は、前項第一号口、八又は建造物等の構造若しくは配置に関する複数案(以下「位置等に関する複数案」という。)を適切に設定するものとし、当該複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。</p> <p>二 <u>環境保全の配慮に係る検討対象</u> 事業者は、当該対象事業の実施に伴い重大な影響を受けるとおそれがある環境要素について、事業特性に応じて適切に区分した環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)ごとに検討するものとする。</p> <p>三 <u>調査の手法</u> 前号で選択した環境要素に関する自然的状況、社会的状況に関する情報について、既存文献その他の資料により収集し、その結果を整理し、及び解析を行うものとする。<u>ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集する。</u></p> <p>四 <u>予測の手法</u> 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、モデルによる実験、事例の引用又は解析等の手法により、可能な限り定量的に把握するものとする。<u>ただし、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握するものとする。</u></p> <p>五 <u>評価の手法</u> <u>位置等に関する複数案ごとの重大な環境影響の程度を整理し、及び比較することにより評価するものとする。ただし、位置等に関する複数案が設定されていない場合は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかにより評価するものとする。</u></p>

2 風力発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価項目の選定(参考項目)について(別表第一関係)

(1) 騒音について

騒音と低周波音を分ける必然性は無いため、騒音の定義の中に含めて扱うか、もし別立てして扱うのであれば「騒音・振動」の傘の下に含めること。

(2) 重要な地形及び地質について

重要な地形及び地質に対する影響として、工事の実施の造成等の施工による一時的な影響についても参考項目に設定すること。

(3) 日照障害について

日照障害による環境影響については、施設の存在より生じるものとして整理すること。

(4) 風車の影について

風車の影については、人間に強い影響を及ぼす可能性があることから、施設の稼働に伴う環境影響として参考項目に設定すること。

(5) 電波障害について

電波障害が発生する可能性があるのであれば、施設の存在又は稼働に伴う環境影響として参考項目に設定すること。

(6) 動物・生態系について

施設の稼働(風車の回転)により生じる可能性があるバードストライクについては、動物の重要な種に対する影響とし、生態系に対する環境影響については、施設の存在により生じるものとして整理すること。

(7) その他

(1)から(6)に掲げるもの以外のものについては、原案のとおりで差し支え無い。



3 調査，予測及び評価の手法（参考手法）について（別表第二関係）  
原案のとおりで差し支え無い。

技術指針 別表第二（第六条関係）（改定部分抜粋・追加部分アンダーライン）

参考項目		参考手法	
環境要素 の区分	環境要因 の区分	調査の手法	予測の手法
騒音・ 低周波音	風力発電所 設置事業に 係る施設の 稼働	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 騒音・低周波音の状況</p> <p>ロ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において，前号イの情報については環境基準において定められた騒音についての測定の方法，測定場所及び測定時刻。</p> <p>三 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し，及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し，及び評価するために適切かつ効果的な期間，時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく計算，事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち，音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>発電所における施設の稼働が定常状態であり，適切に予測できる時期</p>
風車の影	風力発電所 設置事業に 係る施設の 稼働	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 土地利用の状況</p> <p>ロ 地形の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち，土地利用及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ，前号の予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握</p>

		<p><u>四 調査地点</u>  <u>土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて前号の調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</u></p> <p><u>五 調査期間等</u>  <u>土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期</u></p>	<p><u>できる地点</u></p> <p><u>四 予測対象時期等</u>  <u>発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期</u></p>
電波障害	風力発電所設置事業に係る施設の存在，施設の稼働	<p><u>一 調査すべき情報</u>  <u>イ 電波の発信状況</u>  <u>ロ 電波の受信状況</u></p> <p><u>二 調査の基本的な手法</u>  <u>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</u></p> <p><u>三 調査地域</u>  <u>電波の伝搬の特性を踏まえて電波受信に係る環境影響を受けるおそれがある地域</u></p> <p><u>四 調査地点</u>  <u>電波の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における電波受信に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</u></p> <p><u>五 調査期間等</u>  <u>電波の伝搬の特性を踏まえて第3号の調査地域における電波受信に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間，時期及び時間帯</u></p>	<p><u>一 予測の基本的な手法</u>  <u>実用式によるコンピュータ・シミュレーション又は事例の引用若しくは解析</u></p> <p><u>二 予測地域</u>  <u>第三欄第三号の調査地域のうち、電波の伝搬の特性を踏まえて電波受信に係る環境影響を受けるおそれがある地域</u></p> <p><u>三 予測地点</u>  <u>電波の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における電波受信に係る環境影響を的確に把握できる地点</u></p> <p><u>四 予測対象時期等</u>  <u>事業活動が定常状態であり、適切に予測できる時期</u></p>